

## 事後評価シート

担当課・室長：野生生物課長  
鳥獣保護業務室長

施策名	- 8 - ( 4 ) 野生生物の保護管理
施策の概要	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、その保護増殖を図る。また、野生鳥獣の適正な保護管理により野生鳥獣と人との共生を図る。移入種問題については、その全体像を把握し対応を図る。
目標及び指標 (参考指標)	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに種の保存法の基づきその保護増殖を図る。 野生鳥獣の科学的・計画的な個体数管理手法の導入、国設鳥獣保護区における計画的できめ細やかな保護管理などにより、人と野生鳥獣との共生を図る。 移入種（外来種）及び遺伝子組み換え生物による生物多様性への影響を防止する。
目標の達成状況	<p>希少野生動植物の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年4月に全ての分類群においてレッドリストの見直しが終了。これを踏まえ、両生類、爬虫類、植物及び哺乳類について改訂版レッドデータブックを順次作成するとともに鳥類についても改訂作業に着手した。</li> <li>・レッドデータブックの作成過程で得られた情報等を基に、国内希少野生動植物種に指定する候補種を選定し、それぞれの種の生態、生息状況や分布に関する調査を実施している。</li> <li>・平成14年3月現在、国内希少野生動植物種57種、国際希少野生動植物種658分類群を政令指定している。</li> <li>・国内希少野生動植物種の生息環境を保全するため、生息地等保護区7地区、合計約863haを指定している。</li> <li>・平成13年度にエトピリカ、ウミガラスに係る保護増殖事業計画を策定し、14年3月現在、21の計画を策定している。</li> <li>・イヌワシ、クマタカ及びオオタカの希少猛禽類について、平成8年にそれまでの知見に基づき保護指針を策定するとともに、その生息分布情報の整備や詳細な生態特性の把握のための調査を実施している。</li> <li>・沖縄周辺海域に生息するジュゴンの保護方策を検討するため、ジュゴンとその餌となる海草藻場の分布調査等に着手した。</li> <li>・佐渡地域及び西表地域においてトキ、イリオモテヤマネコと地域社会との共生のためのビジョンづくりに取り組んでいる。</li> </ul> <p>野生鳥獣の保護管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の設定方針を新たに設定するなど従来に比べより詳細化を図った第9次鳥獣保護事業計画の基準を平成13年1月に策定し、都道府県に通知するとともに、鳥獣行政担当者会議等を通じその内容の周知を図った。</li> <li>・都道府県による特定鳥獣保護管理計画の策定を支援するため、典型的な対象種であるシカ、クマ、カモシカ、サルについて同計画の技術マニュアルを作成するとともに、策定に必要な経費の一部を道府県に対し補助した。平成14年3月現在25の道府県で29の計画が策定されている。</li> <li>・鳥獣保護区の設定対象地域に新たに15箇所を追加し計80箇所（既設54箇所）とする第9次国設鳥獣保護区設定計画を策定した。これに基づき、6箇所の保護区を更新（一部拡張）するとともに、藤前干潟（愛知）や宮島沼（北海道）等について新規設定にむけた所要の作業を実施した。</li> <li>・野生鳥獣の捕獲に関する科学的データを地方公共団体を通じて的確かつ迅速に収集するシステムを開発するとともに、鳥類の標識調査、ガンカモ類、シギ・チドリ類の定点調査を実施した。</li> <li>・全国の水辺域において、都道府県により平成14年3月末現在69箇所約5万2千haの鉛製散弾規制地域が設定されるとともに、北海道エゾシカ猟においては全面的に鉛弾の使用が禁止された。</li> <li>・さらに鉛中毒の防止等を含む野生鳥獣の保護と狩猟の適正化のための国内</li> </ul>
目標の達成状況	

	<p>措置 に関する中央環境審議会からの答申を受け、鳥獣保護法改正案をとりまとめ、国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い分野の学識経験者、NGO代表などにより構成される自然環境局長委嘱の検討会を設置し、野生鳥獣の科学的、計画的な管理及び農林水産業等への被害の防止などを一層推進するため、鳥獣保護及び狩猟に関する総合的な制度の見直しに着手した。</li> <li>移入種及び遺伝子組み換え生物への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境局長委嘱の移入種検討会を設置し、移入種（外来種）問題の全体像の把握と今後の取組の方向性及び基本的な対応方針を検討した。</li> <li>・奄美地域、沖縄やんばる地域等において地域固有の生態系に悪影響を及ぼすマングースなどを生態系から排除する事業を実施した。</li> <li>・生物多様性条約「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」の批准に向けた国内措置のあり方について中央環境審議会に諮問し、検討を進めた。</li> </ul> </li> </ul>
<p>評 価</p>	<p>希少野生動植物の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドデータブックによれば、我が国の絶滅のおそれのある野生動植物種は約 2,700種であるが、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種は57種にとどまっている。また、生息地等保護区の指定及び保護増殖事業計画の策定も十分とは言えず、これらの施策の一層の充実を図る必要がある。</li> <li>・これまでに実施した調査により、イヌワシ、クマタカ、オオタカについては、基礎的な生態、行動圏の内部構造、分布等について把握したが、繁殖影響要因、地域個体群の動向等未だ未解明な部分がある。また特にイヌワシについては、生息環境の改善を通じた生息数の回復を図る必要がある。</li> <li>・佐渡地域におけるトキの野生復帰に向けた共生ビジョンについては、関係行政機関、農業団体、NGO等との連携のもと徐々にその骨格が固まりつつあり、地域住民（特に農業関係者）の一層の理解を得ていく必要がある。</li> </ul> <p>野生鳥獣の保護管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定鳥獣保護管理計画については、策定後2年を経過し、十分な運用実績のある計画は2つしかなく、現時点では特定計画制度全体のフォローアップを行うことは困難。引き続き都道府県に対し特定計画の策定を働きかけるとともに、運用実態、効果等に関する情報を収集する必要がある。</li> <li>・第8次国設鳥獣保護区設定計画では11箇所、第9次計画では26箇所が未設定箇所となっている。国設鳥獣保護区の新規設定は、平成5年度以降なされておらず、計画的な設定を進める必要がある。</li> <li>・野生鳥獣の捕獲に関する情報システムが有効に稼働するよう引き続き都道府県の協力を得るとともに、これらのデータが地域個体群の管理に適切に反映されるよう関係機関、団体等に対し助言を行っていく必要がある。</li> <li>・野生鳥獣の鉛中毒の防止等を含む鳥獣保護法の改正案が国会に提出されたが、平成11年の同法改正の際の附則、附帯決議に一層的確に対応するよう、科学的、計画的な管理及び農林水産業等への被害の防止等のための鳥獣保護及び狩猟に関する制度の見直しについて、検討を進める必要がある。</li> </ul>
<p>評 価</p>	<p>移入種及び遺伝子組み換え生物への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年度から移入種への基本的な対応方針の策定作業に着手しているところ、早急に取りまとめる必要がある。</li> <li>・奄美地域ではマングースを12、13年度にそれぞれ3,000頭前後捕獲したが、依然として地域固有種への影響が懸念されるので、引き続き捕獲事業を進める必要がある。</li> <li>・生物多様性条約カルタヘナ議定書の批准に向け、関係省庁との連携のもと、遺伝子組み換え生物の生物多様性への影響に関する評価等に係る国内措置を早急に取りまとめる必要がある。</li> </ul>
	<p>希少野生動植物の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種、生息地等保護区の指定及び保護増殖事業計画の策定を推進する。</li> <li>・希少猛禽類の保護については、繁殖成功率、幼鳥の分散過程等の把握や生</li> </ul>

<p>今 後 の 課 題</p>	<p>息環 境の改善による生息数の回復に係る効果的な手法を開発する。  ・ジュゴンとその餌場となる藻場の広域的調査を引き続き実施し、種の保存法に 基づく国内希少野生動植物種の指定を含め全般的な保護方策を検討する。  ・トキ、イリオモテヤマネコ、ツシマヤマネコなどの希少野生動物と地域社会と の共生ビジョンを策定するとともに、このような事例が他の地域でも応用され るよう普及啓発に努める。  野生鳥獣の保護管理  ・国設鳥獣保護区設定計画の新規設定箇所のうち、渡り鳥の重要渡来地や県境を 跨ぎ国立・国定公園等と重複する地域など優先度の高いものから順次設定を進 める。  ・特定鳥獣保護管理計画の策定を都道府県に働きかけるとともに、その運用の 実態把握に努め、フォローアップを行う。  ・海棲哺乳類（アザラシ類）に関する情報収集を行うとともに、関係行政機 関と 連携し、保護方策の検討を進める。  ・野生鳥獣の科学的、計画的な管理、農林水産業等への被害の防止などを円滑 に進 めるため、鳥獣保護及び狩猟に関する制度の総合的な見直しを行う。  移入種及び遺伝子組み換え生物への対応  ・鳥嶼部を始めとする固有の生態系を有する地域で悪影響を及ぼしている移入 種 の排除を行う。  ・生物多様性への影響が懸念される移入種のリストを作成するとともに、そ の利 用を制限する方法について検討を行う。また移入種問題に対しどのような制 度的対応が可能かを検討する。  ・遺伝子組み換え生物の生物多様性への影響に関する評価等に係る国内措置 を確 立し、カルタヘナ議定書を早期に批准する。</p>
<p>政策効果 把握の 手法及び 関連資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト・レッドデータブック</li> <li>・国内希少野生動植物種</li> <li>・保護増殖事業対象種の生息状況（分布域、生息数）</li> <li>・国設鳥獣保護区設定実績</li> <li>・特定鳥獣保護管理計画の策定実績</li> </ul>
<p>添付資料 (別紙)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種、生息地等保護区、保護増殖事業計画一覧</li> <li>・国設鳥獣保護区設定計画</li> <li>・特定鳥獣保護管理計画策定状況</li> </ul> <p>実施したパブリックコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国設知床鳥獣保護区の設定、特別保護地区の指定及び特別保護指定区域の 指定に関する意見の募集について</li> <li>・国設三貫島鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する意見の募集について</li> <li>・国設小佐渡東部鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する意見の募集につい て</li> <li>・国設浅間鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する意見の募集について</li> <li>・国設西表鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する意見の募集について</li> </ul>

## 事務事業評価シート

施策名	- 8 - ( 4 ) 野生生物の保護管理	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．希少野生動植物種の調査とリストアップ	平成12年4月に全ての分類群においてレッドリストの見直しが終了。これを踏まえ、順次レッドデータブックの改訂を実施している。また改訂作業の過程で得られた情報等を基に、国内希少野生動植物種の候補種の選定作業を引き続き実施する。	絶滅のおそれのある野生生物種のモニタリング調査費 ( 21百万円) 希少野生動植物種保存対策費 ( 58百万円)
イ．希少野生動植物の保護	国内希少野生動植物種及び生息地等保護区の指定並びに保護増殖事業計画の策定により一部の希少野生動植物の保護は推進されたが十分とは言えず、一層の充実を図る必要がある。 希少猛禽類のイヌワシ、クマタカ、オオタカについて、生態、分布等基礎的な知見の把握を行ったが、繁殖影響要因等未解明な部分の調査を行うとともに、生息環境の改善を通じた生息数の回復を図る必要がある。 トキの野生復帰やイリオモテヤマネコとの共存に向けたビジョンづくりを進めているが、これら希少野生動物と地域社会との共生を図るため、地域住民の一層の理解を得ていく必要がある。	特定野生生物保護対策費 ( 201百万円) 生息地等保護区管理費 ( 21百万円) 希少野生動植物種保存対策費 ( 58百万円) (再掲) 希少野生動植物種保存調査費 ( 58百万円) (再掲) オオタカ保護指針策定調査費 ( 42百万円)  共生と循環の地域社会づくりモデル事業 ( 38百万円)
ウ．鳥獣保護法に基づく野生鳥獣の保護管理	都道府県が第9次鳥獣保護事業計画(H14～18年度)を円滑に作成するために鳥獣行政担当者会議等で説明を行う等策定を支援した。 特定鳥獣保護管理計画を策定のための技術マニュアル策定を行うとともに、都道府県に対し、策定の経費の補助を行った。新たに27計画が策定され、25道府県29計画と	鳥獣保護推進費 ( 15百万円)  特定地域野生鳥獣保護管理マニュアル策定費 ( 13百万円) 特定鳥獣等保護管理対策費補助 ( 134百万円)

	<p>なり、一定の効果があった。今後の策定予定も多く、より一層の策定支援を行う必要がある。国設鳥獣保護区の設定について設定対象地域を新たに15箇所追加し計80箇所（既設54箇所）とする第9次国設鳥獣保護区設定計画を策定。これに基づき、6箇所の保護区を更新（一部拡張）するとともに、新規設定に向けた作業を推進した。引き続き、設定更新作業を推進する必要がある。鳥類の標識調査、ガンカモ類、シギ・チドリ類の定点調査を実施した。野生鳥獣の捕獲に関するデータを地方公共団体を通じて迅速に収集するシステムの充実を図る必要がある。野生鳥獣の鉛中毒を防ぐために、12年度に引き続き、鉛製散弾使用禁止地域の設定を都道府県に呼びかけ、10箇所の新規禁止地域が設定され、69箇所となった。今後も、より一層の設定がなされるよう支援を行う必要がある。</p> <p>鉛中毒の防止、欠格条項への対応を含む野生鳥獣の保護と狩猟の適正化のための措置に関する中央環境審議会からの答申を受け、鳥獣保護法改正のための所要の作業を行った。</p> <p>幅広い分野の専門家、NGO代表等により構成される自然環境局長委嘱の検討会を設置し、野生鳥獣の科学的・計画的管理等を一層推進するため、鳥獣保護及び狩猟に関する総合的な制度の見直しに着手した。</p>	<p>国設鳥獣保護区管理強化費 （ 79百万円）</p> <p>渡り鳥保護対策費 （ 61百万円）</p> <p>野生鳥獣保護管理基盤整備費 （ 51百万円）</p> <p>鳥獣保護推進費 （ 51百万円） （再掲）</p> <p>鳥獣保護推進費 （ 51百万円） （再掲）</p> <p>鳥獣保護推進費 （ 51百万円） （再掲）</p>
<p>工 移入生物対策</p>	<p>わが国の移入種問題への対応方針の検討、固有の生態系へ影響を及ぼしている移入種の排除事業、生物多様性条約「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」の批准に向けた国内措置の検討を</p>	<p>我が国における移入種駆除等対策費 （ 40百万円）</p> <p>遺伝子組換え生物等の利用に関する安全性評価手法確立調査 （ 28百万円）</p> <p>移入生物対策担当補佐及び係長の増員</p>

行い、在来の野生生物に  
対する移入生物による影  
響への対策を行った。